

産学連携ロボット研究開発支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、ロボット産業革命の地ふくしまの実現に向け、県内企業等と連携してロボット関連技術の研究開発を行う大学等に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、別表第一に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する際に要する別表第二に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について、大学等に交付するものとし、その額は、補助対象経費に別表第三に掲げる補助率を乗じ、予算の範囲内で知事が定める額とする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による補助金交付申請書に知事が定める書類を添えて知事に提出するものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第4条 申請者は、前条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付要件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更とは、補助金の額に増加がなく、かつ別表第二に掲げる各経費において、20%以内の変更である場合をいう。

(変更の承認)

第6条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、様式第2号を知事に提出しなければならない。

(遅延等の報告)

第7条 規則第6条第1項第3号の規定に該当する場合には、速やかに様式第3号を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(状況報告)

第9条 規則第11条の規定による状況報告は、以下の日までに、採択を受けた年度の9月末日までの状況について、様式第4号を知事に提出しなければならない。

- (1) 採択を受けた年度の10月末日まで
- (2) その他知事が求めるとき

(完了報告)

第10条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに様式第5号を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条による実績報告は、様式第6号により補助対象事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して15日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 補助事業者は前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第6条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金額が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95

パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第 13 条 補助金は前条第 1 項の規定により交付を受けるべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要と認められる経費については、概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときには、様式第 7 号を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 14 条 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金の全部又は一部を取消すことができる。

- (1) 補助事業者が所定の期日に業務を遂行しないとき。
- (2) 補助事業者が所定の期日に明らかに業務を遂行することができないと認められるとき。
- (3) 補助事業者が解除を申し出たとき。
- (4) 補助事業者又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

2 前項の規定により補助金の全部又は一部を取消され知事に損害を及ぼしたときは、補助事業者は知事が算定する損害額を知事に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等補助事業者の責めに期すことのできない事由による取消しの場合、この限りではない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 15 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第 8 号により知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。
- 3 第 2 項に基づく返還の規定については、第 12 条第 3 項の規定を準用する。

(財産の処分の制限)

第 16 条 規則第 18 条第 1 項ただし書きに規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第 18 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械、器具、その他の備品とする。

- 3 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ様式第9号を知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部もしくは一部を県に納付させることがある。

(会計帳簿等の整備等)

第18条 補助事業者は、補助事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した費の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第19条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合及び補助対象事業において特許権の取得に係る補助金交付を受けた場合には、様式第10号を知事に提出しなければならない。

(収益納付)

第20条 知事は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助対象事業を実施した補助事業者が当該補助対象事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与により収益が生じたと認めるときは補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

- 2 前項に基づく納付は、補助事業の完了年度の翌年度以降5年間とする。

(状況調査)

第21条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その進捗状況や成果、補助金の経理について、調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

- 2 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた日から補助事業の完了した日の属する県の会計年度の終了後5年が経過するまでの間、知事が行う当該補助金に関する検査および調査について協力しなければならない。

(成果の普及等)

第22条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に成果を発表させることができる。

- 2 補助事業者は、知事が補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月12日から施行する。

別表第一（補助対象事業）

事業者の区分	事業の区分
公立大学法人会津大学	① 県内ロボット関連企業（※1）等と連携し、ロボット・ソフトウェア技術やクラウドロボティクス技術など、ロボット関連技術の共同研究・開発等を行う事業。 ② 福島ロボットテストフィールドを拠点とし、災害対応等ロボットの研究・開発等を行う事業。 ③ 会津大学先端 ICT ラボにおいて、ロボット技術開発の基盤となるソフトウェアライブラリ整備等を行う事業。 ④ その他、県内ロボット産業の振興に資する事業。
上記以外の大学及び高等専門学校（※2）	① 県内ロボット関連企業（※1）等と連携し、ロボット関連技術の共同研究・開発等を行う事業。 ② その他、県内ロボット産業の振興に資する事業。

（※1） 県内ロボット関連企業とは、福島県内に本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点のいずれかが所在する企業をいう。

（※2） 大学及び高等専門学校とは、学校教育法に定める大学及び高等専門学校をいう。

別表第二（補助対象経費）

経費の区分	経費の内訳
1 謝金	補助事業を行うために直接必要で、外部の専門知識の提供等を得たものに対する謝礼。なお、謝金の単価は、補助事業者の規程によるが、業務の内容に応じた常識的な範囲とし、それに基づき支出するものとする。
2 旅費	補助事業を行うために直接必要な国内旅費であって、補助事業者の規程により算定された経費。
3 事務等経費	補助事業を行うために直接必要な以下の経費。 ① 通信・運搬経費 ② 印刷製本費 ③ 使用料及び賃借料 ④ 補助事業に直接使用する実験棟、プラント、装置等の運転等に要した電気、ガス、水道等の経費（実施場所、装置ごとに専用のメーターが装備されている場合のみ対象とする。）

	<p>⑤ 展示会出展等経費</p> <p>⑥ 会議・シンポジウム等に伴う飲食等経費（アルコール類や補助事業者内部の打ち合わせや会議等に係る飲食等経費を除く。）</p> <p>⑦ その他必要と認める事務経費</p>
4 消耗品費	補助事業を行うために直接必要な原材料費及び消耗品費
5 機械装置費	補助事業を行うために直接必要な機械装置（ソフトウェアを含む）の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
6 外注費	加工等試作の外注に要する経費（ソフトウェアを含む）
7 直接人件費	補助事業実施に必要な研究者、事務職員の人件費
8 委託費	<p>民間企業、大学や公設試験場等の研究機関に対して研究の一部を委託する場合の経費</p> <p>試験・評価委託、知的財産権の先行調査及び権利取得等に関する経費（拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費を除く。）</p> <p>なお、委託を行う際には委託契約書を作成し、知的財産等の秘密保持、委託成果品の帰属等について規定すること。</p> <p>委託先において、委託費で購入又は発生した財産は、知的財産権を除いて委託者（補助事業者）の所有となる。</p> <p>なお、委託先の所有となる財産があった場合には、委託者の財産と同様に処分制限財産となるので留意すること。</p>
9 その他	その他知事が認めるもの。

別表第三（補助率）

事業者の区分	補助率	補助対象事業費の上限額
公立大学法人会津大学	10 / 10	知事が別に定める。
上記以外の大学及び高等専門学校	10 / 10	2,000万円

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

福島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度産学連携ロボット研究開発支援事業費補助金 交付申請書
年度において、下記のとおり産学連携ロボット研究開発支援事業費補助金を実施
したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第 4 条の規定により、補助金を交付
して下さるよう申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

- 様式 1 - 1 産学連携ロボット研究開発支援事業費補助金申請者概要
- 様式 1 - 2 産学連携ロボット研究開発支援事業費補助金研究開発説明書
- 様式 1 - 3 産学連携ロボット研究開発支援事業費補助金収支明細書

2 補助事業の開始及び完了予定日

交付決定日 ～ 年 月 日

3 補助金交付申請額

金 円

4 連絡先

本件責任者名
事務担当者名
連 絡 先

様式第1-1号 (第3条関係)

年 月 日

年度産学連携ロボット研究開発支援事業費補助金 申請者概要

1 申請者

住所	
名称	
代表者 役職 氏名 (ふりがな)	
教職員数	

2 担当者

所属	
所属住所	
担当者1 役職 氏名 (ふりがな) 電話番号 E-Mail	
担当者2 役職 氏名 (ふりがな) 電話番号 E-Mail	

様式第1-2号（第3条関係）

年 月 日

年度産学連携ロボット研究開発支援事業費補助金 研究開発説明書

1 研究開発の表題（テーマ）

2 研究開発の内容

3 研究開発の体制

4 研究開発のスケジュール

様式第1-3号（第3条関係）

年 月 日

年度産学連携ロボット研究開発支援事業費補助金 収支明細書

1 収入の部

(単位：円)

	予算額	金額の内訳
自己資金		
借入金		
その他		
補助金申請額		
合計		

2 支出の部

(単位：円)

	予算額	補助申請額	金額の内訳
謝金			
旅費			
事務等経費			
消耗品費			
機械装置費			
外注費			
直接人件費			
委託費			
その他			
合計			

※金額の内訳欄は、積算の根拠を具体的かつ詳細に記入してください。欄が不足する場合は、別紙（任意で可）となっても構わないので、正確に記入してください。

※本年度の事業実施期間に支出するものについて記入してください。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

福島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度産学連携ロボット研究開発支援事業費補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け（文書番号）で交付決定のあった計画を変更（中止・廃止）
したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項第 号の規定により、
承認して下さるよう申請します。

記

変更（中止・廃止）の内容	理由及び補助対象事業に及ぼす影響

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

福島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度産学連携ロボット研究開発支援事業費補助金 事故報告書

年度産学連携ロボット研究開発支援事業費補助事業について、下記のとおり事故がありましたので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項第3号の規定により報告します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号
年 月 日付け（文書番号）
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置
- 5 補助事業の完了予定等

注： 事故の理由を立証する書類を添付してください。

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

福島県知事 様

住所
名称
代表者名

年度産学連携ロボット研究開発支援事業費補助金 状況報告書
年度産学ロボット技術開発支援事業の実施状況について、産学連携ロボット研究開発支援事業費補助金交付要綱第9条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の遂行状況

2 補助対象経費の区分別収支概要

(単位：円)

	①経費全体額	②交付決定額	③支出済額	執行率 (③/②×100)	明細
謝金				%	
旅費				%	
事務等経費				%	
消耗品費				%	
機械装置費				%	
外注費				%	
直接人件費				%	
委託費				%	
その他				%	
合計					

※「明細」欄には「経費全体額」の積算内訳として必ず記載してください（「明細」については別紙としても差し支えないので、明確に記載してください）。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

福島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度産学連携ロボット研究開発支援事業費補助金 事業完了報告書
年度産学連携ロボット研究開発支援事業費補助事業について、下記のとおり完了
したので報告します。

記

交付決定年月日及び番号	年 月 日付け (文書番号)
交付決定額	円
開始年月日	
完了年月日	

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

福島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度産学連携ロボット研究開発支援事業費補助金 事業実績報告書

年度において、下記のとおり産学連携ロボット研究開発支援事業費補助事業を実施したので、福島県補助金等の交付等に関する規則第13条第1項の規定により、関係書類を添え、その実績を報告します。

記

- 1 補助金交付決定額
金 円

- 2 補助金実績額
金 円

- 3 補助事業の成果
 - (1) 補助事業の成果報告書
別紙1のとおり
 - (2) 資金調達内訳及び経費の配分表
別紙2のとおり

注： 消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、次の算式を明記すること。
補助金所要金額 － 消費税及び地方消費税仕入控除金額 ＝ 補助金実績額

第6号様式の別紙1

成果報告書

1 申請者名

2 補助事業期間

開始年月日 年 月 日

完了年月日 年 月 日

3 補助対象事業の結果

(実施内容と実績の説明)

注： 適宜、参考となる資料を添付してください。

第6号様式の別紙2

資金調達内訳及び経費の配分表

1 収入の部

(単位：円)

		決算額	
自己資金	/		/
借入金			
その他			
補助金交付額			
合計			

2 支出の部

(1) 総括表

(単位：円)

	①経費全体額	②交付決定額	③決算額	増減 (③-②)
謝金				
旅費				
事務等経費				
消耗品費				
機械装置費				
外注費				
直接人件費				
委託費				
その他				
合計				

(2) 支出内訳書

件名	単価 (円)	数量	金額 (円)	契約日	納品日	支払日	取引 相手先
合計							

※費目毎に支出内訳書を作成のこと。上記の項目が含まれている場合は、任意の様式にて作成可。

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

福島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度産学連携ロボット研究開発支援事業費補助金
精算（概算）払請求書

年 月 日付け（文書番号）で交付決定のあった産学連携ロボット研究開発
支援事業費補助金について、下記のとおり金 円を請求します。

記

1 精算払（概算）払請求金額

金 _____ 円

2 請求金額の算出内容

補助金交付決定額	円
今回請求額	円
残額	

3 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る）

4 振込先

金融機関名
支店名
預金種別
口座番号
口座名義人

5 連絡先

本件責任者名

事務担当者名

連 絡 先

様式第8号（第15条関係）

年 月 日

福島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度産学連携ロボット研究開発支援事業費補助金
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

産学連携ロボット研究開発支援事業費補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額

（知事が確定した額。特に通知がない場合は、実績報告の額）

円

2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額

円

3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除額

円

4 補助金返還相当額（3－2）

円

注： 別紙として積算の内訳を添付してください。

様式第9号（第16条関係）

年 月 日

福島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度産学連携ロボット研究開発支援事業費補助金
取得財産処分承認申請書

年度産学連携ロボット研究開発支援事業費補助事業により取得した財産を下記により処分したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第18条第1項の規定により、承認して下さるよう申請します。

記

1 品目

2 取得価格及び時価

3 取得年月日

4 処分の方法

5 処分の理由

6 処分予定価格

注： 添付書類は、別途指示することがあります。

様式第 10 号（第 19 条関係）（産業財産権等報告書）

年 月 日

福島県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度産学連携ロボット研究開発支援事業費補助金 産業財産権等報告書

年 月 日付け（文書番号）により交付決定があった上記の補助事業に関する産業財産権等の取得等の状況について、産学連携ロボット研究開発支援事業費補助金交付要綱第 19 条の規定に基づき報告します。

記

1 補助事業の産業財産権等の取得状況について

(1) 補助事業の産業財産権の取得等件数

①特許権	件（うち、出願中	件、取得済み	件）
②実用新案権	件（うち、出願中	件、取得済み	件）
③意匠権	件（うち、出願中	件、取得済み	件）
④著作権	件		
⑤その他	件		

2 その内容（案件ごとに記載すること、下表をコピーしてください）

種類	出願日	出願番号
出願人	審査請求日	登録番号
技術内容		
備考		

- ※ 種類欄には、「特許権」「実用新案権」「意匠権」「著作権」（著作権のうちプログラム著作権場合は「著作権 P」と記載）等の種類を記入すること。
- ※ 外国特許の場合は、種類の先頭に出願国（PCT ルールに準拠したアルファベット 2 文字の国名標記）を記入すること。
- ※ 備考欄には、産業財産権等の取得に係る最新状況や、譲渡及び実施権設定の内容を具体的に記入すること